

江戸川病院高砂分院 院内感染対策指針

令和7年4月1日改訂

1、院内感染対策に関する基本的な考え方

江戸川病院高砂分院は、地域に根付き良質な医療を提供することを使命とした病院である。院内感染を未然に防止するとともに、ひとたび感染症が発生した際には、拡大防止の為にその原因を速やかに特定し、これを制圧終息させることが重要である。院内感染防止対策を全職員が把握し、病院の理念にそった医療を提供できるように本指針を作成する。

2、院内感染対策に関する管理組織機構

(1) 院内感染対策委員会

病院長を議長とし、関係各部門責任者及び感染防止対策チームを構成員として組織する院内感染対策委員会を設け、毎月1回定期的に会議を行い、次に掲げる審議事項を審議する。

また、緊急時には、臨時会議を開催する。

【院内感染対策委員会審議事項】

- ① 院内感染対策の検討及び推進
- ② 院内感染防止の対応及び原因究明
- ③ 院内感染等の情報収集および分析
- ④ 院内感染防止等に関する職員の教育・研修
- ⑤ その他院内感染対策に関する事項

(2) 院内感染対策緊急会議（院内感染対策特別部会）

- ① 院内感染アウトブレイクが発生して、緊急な対応が必要となった場合
- ② 病院感染対策マニュアルに対応が定められていない院内感染が発生してその他、病院長が必要であると認めた場合
- ③ 緊急な対応が必要となった場合

(3) 感染防止対策チーム

院内感染発生防止及び制御の為に、医師、看護師、臨床検査技師、薬剤師、栄養士等で構成される感染防止対策チームを置く。

【感染防止対策チームの業務】

- ① 院内感染の発生防止並びに発生状況の把握、分析及び対策
- ② 各種職業感染の対策
- ③ 抗菌薬使用状況の把握及び適正使用支援
- ④ 感染症関連資料（抗菌薬や、消毒薬、各種ガイドライン及び感染防止用医療機器等の情報）の整備
- ⑤ 各種専門委員会との連絡調整
- ⑥ その他、院内感染に関わること
- ⑦ 院内感染マニュアルの作成
- ⑧ アウトブレイクの早期発見、原因分析及び対策
- ⑨ 院内感染防止の為の教育及び定期的な院内研修の開催
- ⑩ 各種ワクチンの接種等

3 職員研修に関わる基本指針

- ① 院内感染防止対策の基本的考え方及び具体的対策について職員に周知徹底を図ることとで職員の院内感染に対する意識を高め、業務を遂行する上で技能チームの一員としての意識の向上等を図ることを目的に実施する。
- ② 職員研修は、就職時の初期研修の他、病院全体に共通する院内感染に関わる内容と抗菌薬の適正使用に関わる内容について、年2回以上全職員を対象に開催する。院内講師による研修の場合、同じ内容の研修を繰り返し行う等、受講機会の拡大に努める。必要に応じて、各部署、職種毎の研修も随時開催する。
- ③ 各部署主催の自主研修も積極的に開催し、参加状況を報告する。
- ④ 職員は、年2回以上の研修を受講しなくてはならない。
- ⑤ 研修の実施内容（開催日、出席者数、研修項目等）又は、外部研修の参加実績（受講日時、研修項目等）等を記録・保存する。

4、感染症の発生状況の報告に関する基本方針

院内で発症した感染症の発症状況や原因に関するデーターを継続的かつ組織的に収集して、的確な感染対策を実施できるように、各種サーベイランスを実施する。

5、アウトブレイクあるいは異常発生時の対応に関する基本方針

- ① 院内感染のアウトブレイクあるいは異常発生をいち早く特定し、制圧の初動体制を含めて迅速な対応がなされるように、感染に関わる情報管理を適切に行う。
- ② アウトブレイクあるいは異常発生時には、その状況及び患者への対応等を病院長へ報告する。
- ③ 対策委員会を開催し、速やかに発症の原因を究明し、改善策を立案し、実施するため

に全職員への周知徹底を図る。

- ④ 報告の義務づけられている病気が特定された場合には、速やかに保健所に報告する。

6, 抗菌薬適正使用に関する基本指針

- ① 広域抗菌薬等の特定の抗菌薬を使用する患者、敗血症等の特定の感染症候のある患者、免疫不全状態等の特定の患者等感染症早期からモニタリングを実施する患者を設定する。
- ② その後適切な微生物検査・血液検査・画像検査等の実施状況、初期選択抗菌薬の選択・用法・用量の適切性、必要に応じた治療薬物モニタリングの実施、微生物検査等の治療方針への活用状況などを経時的に評価し、必要に応じて主治医へフィードバックを行う。
- ③ 適切な検体採取と培養検査の提出（血液培養、など）やアンチバイオグラムの作成など、微生物検査・臨床検査が適正に利用可能な体制を整備する。
- ④ 抗菌薬使用状況や血液培養提出率などのプロセス指標及び耐性菌発生率や抗菌薬使用量などのアウトカム指標を定期的に評価する。

7, 患者等への情報共有と説明に関する基本指針

- ① 本指針は、ホームページにおいて、患者または家族が閲覧できるようにする。
- ② 疾病の説明とともに、感染防止の基本についても説明して、理解を得た上で、協力をもとめる。

8 その他院内感染対策の推進のための基本指針

- ① 職員は、感染対策マニュアルに沿って、手洗いの徹底、マスク着用の励行など常に感染予防策の遵守に努める。
- ② 職員は、自らが院内感染源とならないよう、定期検診を年1回以上受診し、健康管理に留意するとともに、病院が実施するインフルエンザワクチンの予防接種に積極的に参加する。
- ③ 職員は、感染対策マニュアルにそって、個人防護具の使用、リキャップの禁止安全装置付きの器材の使用、職業感染の防止に努める